

大阪府庁業務継続計画

地震災害編

令和7年4月改訂

大阪府

目次

第1章	大阪府庁業務継続計画の基本的な考え方	1
第1節	計画の意義	1
第2節	基本方針	2
第3節	適用範囲	3
第4節	効果	3
第5節	計画の運用体制	4
第2章	計画の前提となる被害想定	6
第1節	想定地震及び発災時刻	6
第2節	被害想定	7
第3章	非常時優先業務の選定	11
第4章	業務継続のための業務資源・環境の確保	14
第1節	職員確保	15
第2節	庁舎（代替執務スペースの確保）	18
第3節	情報通信設備	21
第4節	執務環境	24
第5節	ロジスティックス	26
第5章	業務資源確保等のための平常時からの対策	30
第1節	職員の意識向上	30
第2節	職員確保	31
第3節	庁舎（執務室）	31
第4節	情報通信設備	31
第5節	執務環境	32
第6節	ロジスティックス	33
第6章	業務継続体制の向上	34

第1章 大阪府庁業務継続計画の基本的な考え方

第1節 計画の意義

第1 業務継続計画とは

大規模地震が発生した場合、府の行政機能も被災する可能性が高いため、平常時の人員と執務環境を前提として業務を行うことは困難である。また、府の業務が中断した場合には、府民生活や社会経済活動に重大な影響が生じる。

地震災害に関する業務継続計画（**Business Continuity Plan**：以下「**BCP**」という。）とは、そうした業務中断による影響を防ぐため、地震災害時の「非常時優先業務」（「災害応急対策業務」（発災後直ちに行政組織として機能させるための「初動事務」を含む。以下同じ。）及び府民生活に不可欠な「優先度の高い通常業務」（通常業務のうち中断できない、または中断しても早期復旧を必要とする業務。))を事前に決めておき、利用できる資源（人、物、情報、ライフライン等）が制約を受ける状況において、資源確保に努め、限られた資源を非常時優先業務に効果的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るとともに、それに備えた事前対策について定める計画である。

第2 BCPと地域防災計画等との関係

「大阪府地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、大阪府防災会議（会長：知事）が策定しており、自然災害等に対して、府・市町村・警察・消防・自衛隊・ライフライン関係機関等の防災関係機関が連携して実施すべき、①災害予防対策、②災害応急対策、③災害復旧・復興対策を定めている。さらに、②の災害応急対策のうち府が実施するものについては、「大阪府災害等応急対策実施要領」で具体的な業務が定められている。

一方、**BCP**は、地震災害時に利用できる資源が制約を受ける状況において、「災害応急対策」に加え、「優先度の高い通常業務」の継続とその他の通常業務の早期復旧を図るための計画である。大規模地震発生時には府の行政機能も被災する可能性があり、地域防災計画等は**BCP**を策定することにより、その実効性が補完される。なお、これら地域防災計画と**BCP**の関係を図-1に示す。

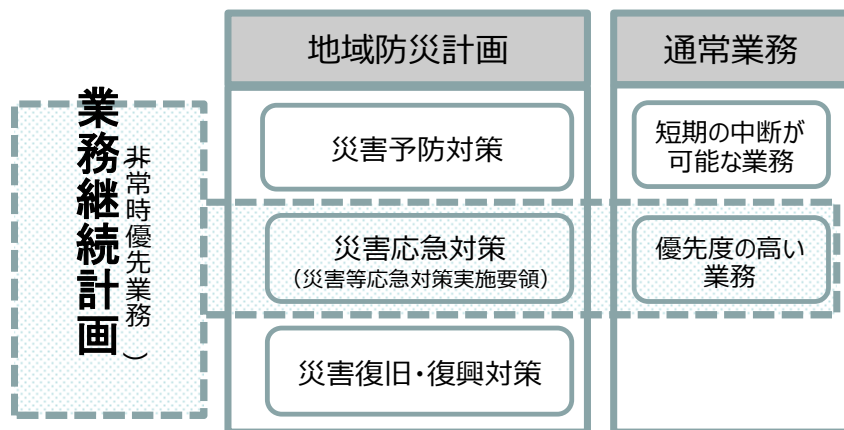


図- 1 BCP と地域防災計画等との関係

(出典：「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版 【解説】」(平成22年4月、内閣府(防災担当))に一部加筆)

第2節 基本方針

大阪府は、大規模災害時においても府民の生命・財産・経済活動等を守ることが重要な任務であり、その機能を継続するため、下記の方針に基づいて業務継続を図る。

1. 災害応急対策業務の万全な実施

大規模災害での被害を最小限に止めるために、大阪府地域防災計画等に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。

2. 優先度の高い通常業務の継続・早期再開

被災時にも中断が許されない通常業務の継続、早期再開に努める。

上記方針を達成するため、

3. 業務継続に必要な資源を確保する

災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の業務継続を図るために、早期参集等による必要な職員の確保及び庁舎・電力・情報通信設備その他の業務資源の確保に努め、府職員が被災後も業務に従事できるための体制を整える。

第3節 適用範囲

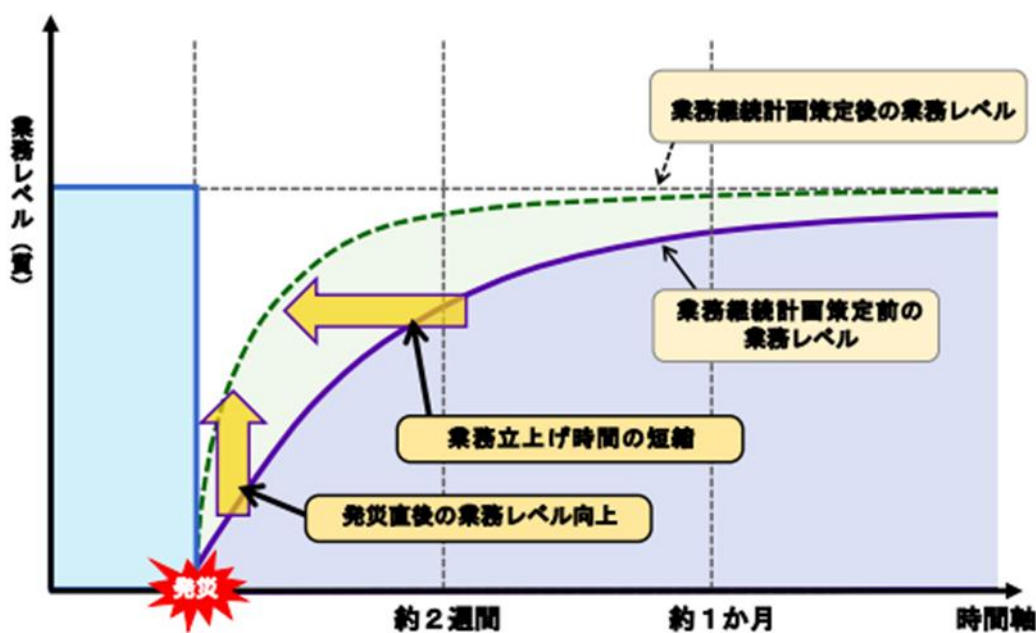
本計画の適用範囲（対象組織）は、府庁本庁※とする。（第6フェーズまで、1ヶ月間）

なお、府庁本庁の業務を継続するには、出先機関や市町村等の業務継続性の確保も必要となる。このため、本計画の改訂を踏まえて、出先機関を含む部局版 BCP の改訂を図っていく。また、市町村の BCP についても、必要に応じた見直しを行うなど、内容のより一層の充実が図られよう、働きかけを行っていく。

※中央府税事務所、パスポートセンターを除く。

第4節 効果

本計画の実践により、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得ることがきる(図-2)



注) 組織によって、発災後の業務量・業務レベルは異なる。

図- 2 業務継続計画の導入に伴う効果

(出典：「中央省庁業務継続ガイドライン 第3版」(令和4年4月、内閣府 防災担当))

第5節 計画の運用体制

第1 平常時の体制

平常時には、本計画に基づき、業務資源の確保対策や職員等に対する研修・訓練等の実施、それらの結果を踏まえた本計画の点検・是正を行うことで、府の業務継続体制を強化していく必要がある。この取組みにおいては、府庁内部での情報共有、各種調整及び共通課題への対応等を検討することが必要となるため、平常時は以下の体制により本計画を運用していく。

1 大阪府防災・危機管理対策推進本部

本計画の策定・運用にあたっては、知事・副知事・各部長をメンバーとする「大阪府防災・危機管理対策推進本部（大阪府地域防災計画で位置づけた組織）」において、全庁的な方針や計画そのものの決定等を行う。（軽微な変更は、危機管理室において修正を行う。）

また、本部会議での検討を円滑に進めるため、同本部幹事会において、本計画の策定や運用に係る府庁内での情報共有や各種調整等を行う。

2 庁内WG会議

本計画の策定や見直しの実務的な検討を行う組織として、危機管理室、企画厚生課、人事課、庁舎室（庁舎管理課、庁舎整備課）、行政DX推進課等の非常時優先業務で必要となる主な業務資源の確保を担当する室課をメンバーとする「大阪府庁BCP検討WG」を必要に応じて設置する。同WGは危機管理室を事務局とし、外部の専門家等をメンバーに加えることができるものとする。

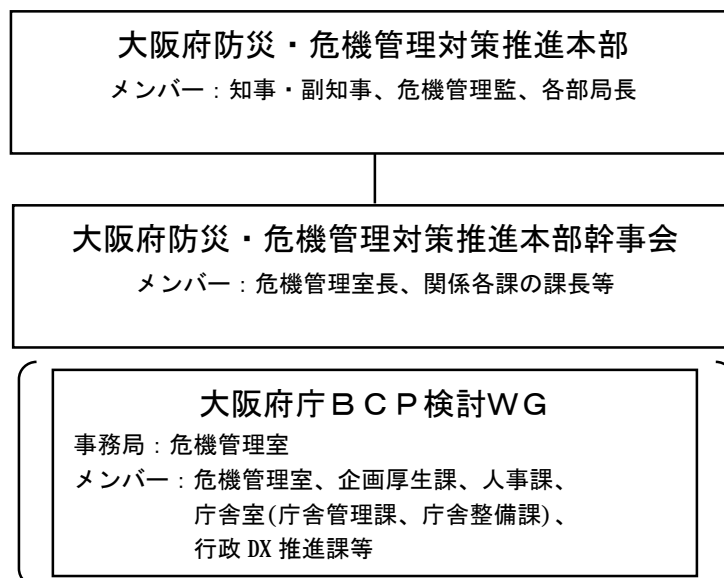


図- 3 平常時の運用体制

第2 地震災害時の体制

地震災害時には、「大阪府地域防災計画」及び「大阪府災害等応急対策実施要領」で定められた体制により、非常時優先業務の継続と早期復旧を図る。

なお、本計画で想定する「上町断層帯地震A」及び「南海トラフ巨大地震」では、府内の想定震度は震度6弱以上であり、この場合、府は「大阪府災害対策本部」を設置するとともに、非常3号配備が自動的に発令されたものとして、各出先機関を含む全職員を動員し、全力をあげて災害応急対策等を実施する。

表- 1 大阪府災害対策本部の設置基準及び構成員

事項	内容	
設置基準	ア ・府域において、震度6弱以上を観測したとき（自動設置） ・府域において、津波警報が発表されたとき（自動設置）（遠地津波含む） イ 次の条件を満たしたとき ・府域において、特別警報が発表されたとき ・「災害モード宣言」を発信したとき（自動設置） ウ 下記の場合で、知事が必要と認めたとき ・指令部または警戒本部が災害等の情報により大規模な災害等が発生したと判断したとき ・津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき ・指令部または警戒本部が災害等の情報により府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき エ その他知事が必要と認めたとき	
構成員	本部長	知事
	副本部長	副知事（3名）、危機管理監
	本部員	政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

（出典：「大阪府災害等応急対策実施要領」（令和7年3月、大阪府））

第2章 計画の前提となる被害想定

第1節 想定地震及び発災時刻

1 想定地震

本計画では、府庁本庁における業務継続に重大な支障を及ぼすことが想定される地震として、次の2地震を想定する。

表- 2 想定地震

想定地震	府庁本庁の業務継続に与える影響
上町断層帯地震A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震源が大手前庁舎のほぼ直下に位置し、府庁本庁における業務継続に重大な支障を与えられられる。 ○ 府域の広範囲で震度6弱から震度7の揺れが想定され、人的被害、物的被害、経済被害が最大規模となると想定されていることから、災害応急対策業務への負荷が最大規模となると考えられる。
南海トラフ巨大地震	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで発生する最大規模の地震であり、沿岸地域では広範囲で津波浸水被害が発生し、大阪府に（大）津波警報が発表されている間は、咲洲庁舎への職員の参集が困難と想定されるなど、府庁本庁における業務継続に重大な支障を与えられられる。 ○ 府域の広範囲で震度6弱の揺れが想定されることに加え、府域の広範囲で津波浸水が想定され、早期避難率が低い場合には、上町断層帯地震Aを上回る人的被害が想定されている。

なお、上記以外の地震については、本計画に準拠して対応するものとする。

2 発災時刻

地震災害時に業務継続を図るためには、業務遂行に必要な資源の確保が重要となる。特に職員の確保が重要であり、職員が職場にいる執務時間内に発災する場合と、職員が退庁している執務時間外に発災し参集する場合には、人的資源の確保状況が大きく異なると考えられる。このため、発災時期としては、執務時間内と執務時間外（夜間・休日）の2ケースを想定する。

第2節 被害想定

第1 上町断層帯地震A

府全体では、最大で震度7、死者が約12,700人、全壊建物が約36万棟となるほか、ライフラインや交通施設にも広域的な被害が発生する。大手前庁舎周辺では震度6強から震度7、咲洲庁舎周辺では震度6弱の揺れが想定されている。（「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（平成19年3月 大阪府）より）

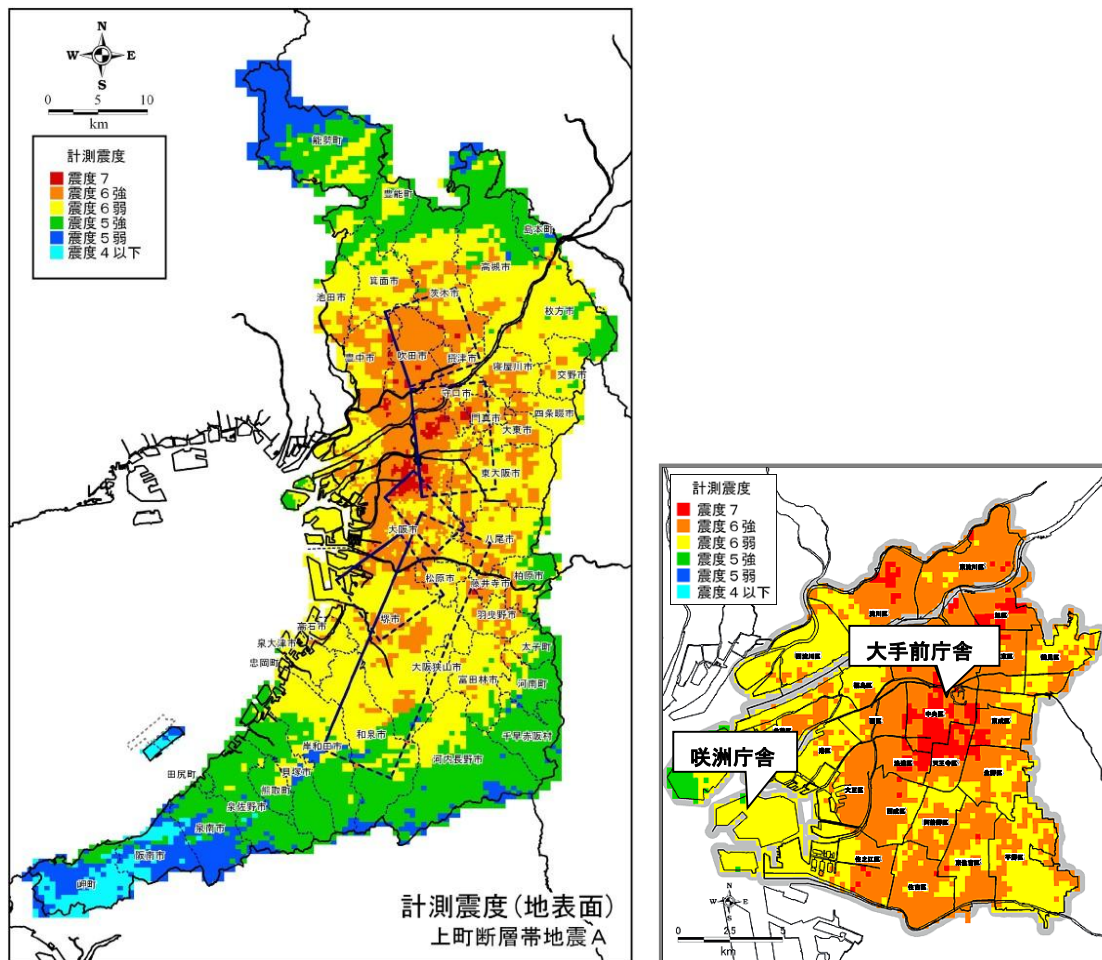


図-4 震度分布（上町断層帯地震A）

出典：（左）「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（平成19年3月、大阪府）
（右）「上町断層系の活動による地震（上町断層帯地震）の想定震度分布」（大阪市、<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011946.html>）

第2章 計画の前提となる被害想定

表- 3 災害概要（上町断層帯地震A）

事項	災害概要		
	原因	死者数	負傷者数
人的被害	建物倒壊（早朝）	約 10,800 人	約 125,000 人
	火災延焼（夕刻）	約 1,000 人	約 5,200 人
	家具転倒（早朝）	約 200 人	約 5,600 人
	道路被害 （朝ラッシュ時）	約 80 人	約 2,300 人
	鉄道被害 （朝ラッシュ時）	約 900 人	約 16,400 人
	計 （ピーク時、超過確率 1%風速 ^{※1} ）	約 12,700 人	約 149,000 人
避難者	罹災者数：約 266 万人、避難所生活者数 約 81 万人		
建物被害	全壊：約 36 万棟、半壊 約 33 万棟 焼失：約 4 万棟（超過確率 1%風速、冬季 18 時頃）		
ライフライン被害	電力：停電軒数約 200 万軒、停電率約 45%、復旧期間約 1 週間 ガス：供給停止戸数約 293 万戸、復旧期間約 2 から 3 ヶ月 固定電話：使用不能加入者数約 91 万、復旧期間約 2 週間、輻輳回復約 5 日 携帯電話：影響顧客数約 12 万人程度 水道：影響人口約 545 万人、断水率 61%、復旧日数 41 日		
交通被害（道路）	橋脚被害：長期約 10 箇所 ^{※2} 、短期約 200 箇所、部分約 3,800 箇所 ^{※3}		
帰宅困難者	帰宅困難者数：約 142 万人、徒歩帰宅者数：約 293 万人		
災害廃棄物	約 4,000 万トン		

※1：1年のうち3日程度はありうる風速

※2：橋脚の倒壊等

※3：当面の通行は可能

（出典：「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（平成 19 年 3 月、大阪府）

第2 南海トラフ巨大地震

府全体では、最大で震度6強、死者が**133,891**人(津波からの避難が遅い場合)、全壊・全焼建物が**179,153**棟となるほか、ライフラインや交通施設にも広域的な被害が発生する。大手前庁舎周辺及び咲洲庁舎周辺では震度6弱の揺れが想定されており、津波浸水については大手前庁舎、咲洲庁舎ともに浸水域に含まれていないが、咲洲庁舎のアクセスルートとなる沿岸部が広範囲にわたり浸水すると想定されている。

(大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料(平成25年8月、平成25年10月、平成26年1月より))

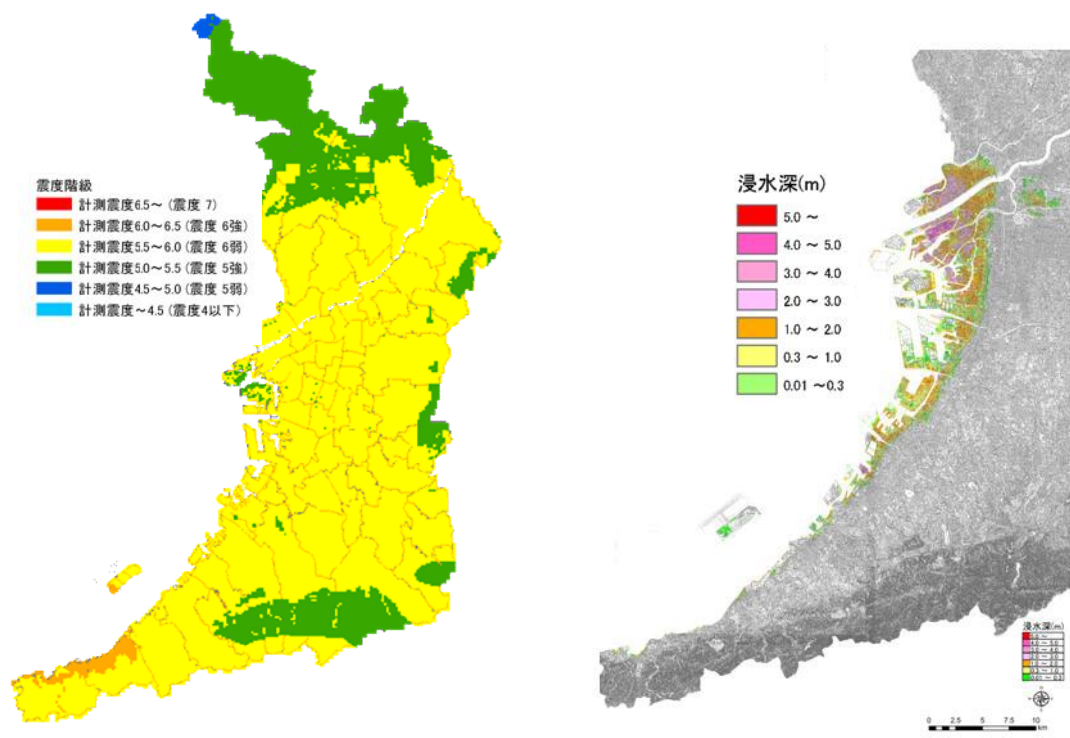


図-5 震度分布及び津波浸水深(南海トラフ巨大地震)

出典：(左)「第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料2 震度分布」(平成25年8月)
(右)「第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料1 津波浸水想定」(平成25年8月)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bukai/index.html>

第2章 計画の前提となる被害想定

表- 4 災害概要（南海トラフ巨大地震）

事項	災害概要		
	原因	死者数	負傷者数
人的被害	建物倒壊（冬 18 時）	735 人	21,972 人
	火災延焼（冬 18 時）	176 人	3,526 人
	津波：津波からの避難率 率低の場合（冬 18 時） （避難が迅速な場合）	132,967 人 (7,882 人)	63,945 人 (117 人)
	その他（冬 18 時）	13 人	1,157 人
	計：津波からの避難率 率低の場合 （避難が迅速な場合）	133,891 人 (8,806 人)	88,594 人 (24,766 人)
	避難者	発災 1 ヶ月後に最大で約 192 万人発生	
建物被害	全壊・全焼：179,153 棟、半壊 458,974 棟		
ライフライン被害	上水道：最大で約 832 万人が断水、約 40 日後に断水が解消 下水道：最大で約 33 万人が利用困難、約 1 ヶ月後に機能支障が解消 電力：最大で約 234 万軒で停電、1 週間程度で応急送電がほぼ完了 ガス：最大で約 115 万戸で供給停止、1 ヶ月後には供給停止率が 2% まで解消 固定電話：最大で約 142 万件が不通、1 ヶ月後には 3%まで解消 携帯電話：最大で全体の 48.5%の基地局が停波。約 7 日程度で約 5%ま で解消		
交通施設被害	道路：1,883 箇所て被災、13m 未満道路の約 5%で閉塞 鉄道：1,474 箇所て被災 港湾：係留施設 159 箇所て被災		
帰宅困難者	最大で約 146 万人発生		
災害廃棄物	約 2,201 から 2,414 万トン（津波堆積物含む）		

出典：「第 4 回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料 1 大阪府域の被害想定について（人的被害・建物被害）」（平成 25 年 10 月）
 「第 5 回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料 1 大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害、経済被害等）」（平成 26 年 1 月）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bukai/index.html>

第3章 非常時優先業務の選定

第1 選定基準

1 業務区分

地震災害時において、府は、本計画で選定した非常時優先業務に対して、限られた人的・物的資源を集中的に投入し、府民の生命・財産・経済活動等を守るものとする。

非常時優先業務の体系は図-6、種別は表-5のとおりとする。

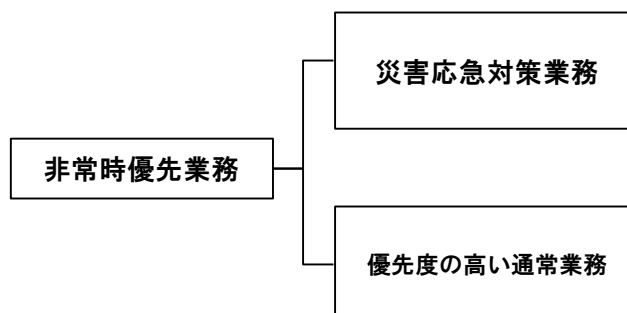


図-6 非常時優先業務の体系

表-5 非常時優先業務の種別

業務区分	業務内容
災害応急対策業務	府の地域並びに府民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行う諸対策。
優先度の高い通常業務	平時から担っている通常業務のうち災害時にも特に継続実施が不可欠な業務

2 業務開始目標時間と対応目標

非常時優先業務の選定においては、府民の生命・財産・経済活動等を守るという観点から、「発災後のいつ頃の時期までに非常時優先業務を開始・再開すべきか」を考慮し、発災後の時間軸を下表のとおり6つのフェーズに区分し、各フェーズ毎に対応目標を設定した。

第3章 非常時優先業務の選定

表- 6 業務開始目標時間と対応目標

フェーズ	業務開始目標時間	災害時における府の対応目標	
		災害応急対策業務	優先度の高い通常業務
フェーズ1	災害発生から 発災後 3時間まで	発災後、迅速な体制の確立とともに、府民に対し避難情報など緊急情報の確実な発出と応援機関に対する速やかな救助要請の伝達などを最優先する。 また、災害対策本部会議を通じて、全庁の情報共有と対応方針の統一を図る。	業務の中断が社会的に許容されない業務を実施する。
フェーズ2	発災後 24時間まで	迅速かつ円滑な救出・救助活動を行うため、人命確保を最優先した被害情報の収集と各機関への提供及び交通路等の確保と二次災害を防ぐ活動を実施する。	社会的に許容される中断期間が1日程度の業務を再開する。
フェーズ3	発災後 72時間まで	発災後72時間が経過すると生存率が急激に低下するため、確保しうるマンパワーを人命確保にかかわる業務に最大限投入する。	社会的に許容される中断期間が2, 3日程度の業務を再開する。
フェーズ4	発災後 1週間まで	避難者は発災直後のショック状態を脱しつつも、多様なニーズの発生が予測される。避難者のQOL確保を優先業務とする。	社会的に許容される中断期間が4日から1週間程度の業務を再開する。
フェーズ5	発災後 2週間まで	ライフラインなど社会フローシステムの復旧が始まり、府民は生活の再建を意識し行動し始める。 避難者のQOLを優先しつつ、生活再建に向けた動きを開始する。	社会的に許容される中断期間が1週間から2週間程度の業務を再開する。
フェーズ6	発災後 1ヶ月まで	災害発生後の非常体制から復旧・復興に向けた体制に変更する時期となる。応急対策業務は概ねこの時期までに完了させる。 以降、中長期的視野で復旧・復興を進めていく。	社会的に許容される中断期間が2週間から1ヶ月程度の業務を再開する。

(出典：「大阪府災害等応急対策実施要領」(令和7年3月、大阪府)に一部加筆)

第2 選定結果

主な非常時優先業務は、(参考) データ集に掲載する。

表- 7 主な初動事務

	各所属での対応	初動事務の指揮・管理、全庁的なとりまとめ
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の安否確認 ・ 職員・来庁者の救助・搬送 ・ 参集確認 ・ 指揮命令系統確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員参集状況の把握
庁舎・電力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室の安全確認・保全措置 ・ インフラ（特に電力）の確認・復旧調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導 ・ 庁舎被害確認・防災保全措置 ・ 電気・ガス・給排水・エレベーター等設備の防災保全措置
情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の情報通信手段（庁内ネットワーク、各業務システム電話・防災行政無線等）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話設備の防災保全措置 ・ 庁内情報基盤・防災行政無線・災害時優先電話の復旧・運用

第4章 業務継続のための業務資源・環境の確保

本章では、地震災害時に非常時優先業務の継続あるいは早期再開を実現するため、業務継続に必要な業務資源・環境（人的資源、物的資源・情報資源）等について、①現状の確保状況（現状の把握、災害時の想定）及び②災害時における業務資源の需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③災害時における¹業務資源の確保対策を計画する。

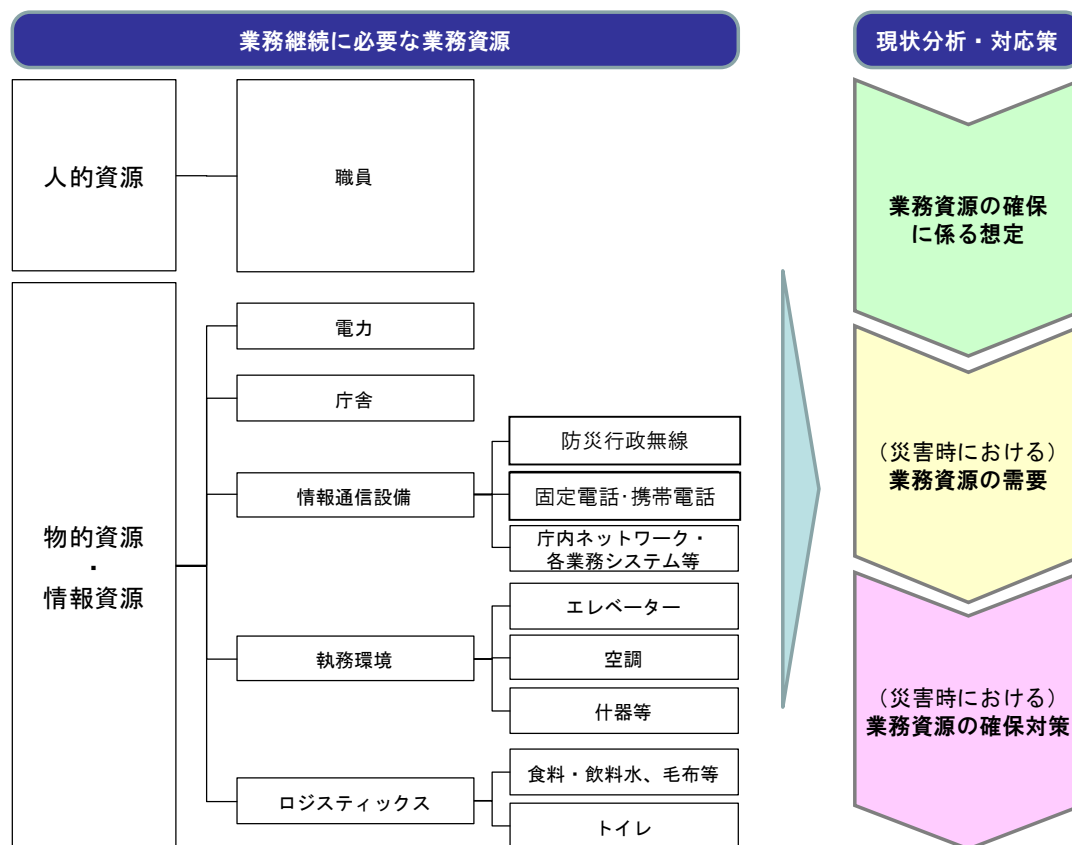


図- 7 業務資源の現状分析・対応策検討のイメージ

表- 8 業務資源の現状分析・対応策検討の概要

事項		概要
現状分析	業務資源の確保に係る想定	現状での確保状況を把握するとともに、想定地震発生時に各資源がどの程度利用可能であるかを確認する。
	業務資源の需要	想定地震発生時の資源の需要を想定し、現状の資源の確保状況と比較することで、非常時優先業務の継続が可能であるかどうかを検証する。
業務資源の確保対策		想定地震発生時にも非常時優先業務を継続できるよう、 <u>災害時における¹業務資源の確保策</u> を計画する。

¹ 平常時における業務資源の確保対策は、「第5章 業務資源確保等のための平常時からの対策」で定める。

第1節 職員確保

業務継続に必要な職員について、①災害時の需要（非常時優先業務の必要職員数）及び②執務時間内及び執務時間外に被災した際を想定し、災害時における業務継続可能性を検証し、③災害時における職員の確保対策を計画する。

第1 必要職員数

業務継続に必要な職員数は、（参考）データ集に掲載する。

第2 執務時間内の発災

1 業務資源の確保に係る想定

職員の確保に係る想定（執務時間内の発災）

- 執務時間内に発災した場合には、勤務中の職員に負傷者等が発生する可能性がある。負傷等により業務への従事が困難となる職員の割合は、阪神・淡路大震災における非木造建物の被害率、人的被害率及び海外で建物が完全崩壊した事例の人的被害率をもとに、すると、数%以内に留まると想定される。

2 業務資源の需要

職員の需要（執務時間内の発災）

- 業務への従事が困難な職員の割合は数%に留まることから、非常時優先業務必要職員数の確保は可能であると想定される。

3 業務資源の確保対策

担当	職員の確保対策（執務時間内の発災）
各所属	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常時優先業務の優先度や職員等の不足状況を踏まえて、職員配置の見直しを行う。 ○ 人事課から他部局応援の求めがあった場合は協力する。 ○ 非常時優先業務に従事しない職員を中心として、二次災害発生の懸念のない範囲内で、積極的に職員や来庁者等の救助を行う。
人事課 危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部局内調整で職員確保が困難な所属がある場合、全庁的な観点から、非常時優先業務の優先度や所属職員等の不足状況を踏まえて、職員配置の見直しを行う。

第3 執務時間外の発災

1 業務資源の確保に係る想定

職員参集の考え方（執務時間外の発災）

○ 参集ルール（震度6弱以上）

- ・ 緊急防災推進員及び各部署で参集場所が決められている職員以外のものは、できる限り自らが所属する勤務場所へ参集するものとする。
- ・ 交通機関等の途絶により自ら所属する勤務場所に参集することが困難となった場合、安否確認システムにて安否の報告を行ったうえ、安全な場所で待機しつつ情報収集に努め、通信環境が確保されている場合は、可能な災害時の業務について、在宅勤務を組み合わせる。

（参集困難の目安は、概ね勤務場所から徒歩で20km圏外、自転車で40km圏外に居住している場合とする。）

- ・ 大阪府に（大）津波警報が発表されている場合、咲洲庁舎勤務の職員は、原則として大手前（非常参集場所）に参集するものとする。

【参集職員の推計の考え方】

職員の申告に基づき徒歩参集あるいは自転車参集を前提に、阪神・淡路大震災の事例を参考に参集不能や遅延に係る条件等を設定。なお、災害対策要員公舎の幹部職員、防災・危機管理当直、緊急防災推進員など、参集に関して特殊な条件を持つ職員を考慮。

【主な推計の条件】（発災後72時間まで）

- ◆ 参集場所・・・上記参集ルールに基づく職員の申告場所
- ◆ 参集手段・・・職員の申告に基づき、「徒歩」（3km/h）又は「自転車」（8km/h）。
- ◆ 通行支障要因
 - ・ 府東部の木造密集地での地震火災や、淀川・大和川における河川橋の通行規制の影響を考慮。
 - ・ 津波浸水想定区域では、津波による浸水被害を受けた住居の片付けや家族の避難生活の確保等の目処が立つまでの期間として、発災後72時間までは参集不能と想定。

2 業務資源の需要

職員の需要（執務時間外の発災）

○ 非常時優先業務の必要職員数と参集職員数（参考）データ集に掲載

- ・ 上町断層帯地震Aの場合の大手前・咲洲、南海トラフ巨大地震の場合の大手前とも、全てのフェーズで必要となる職員数を確保できる。ただし、所属によっては必要な職員数が不足する可能性がある。
- ・ 職員の確保が最も困難な、災害発生から発災後3時間までの職員数を確保するために、自転車による参集者を増やす必要がある。

3 業務資源の確保対策

担当	職員の確保対策（執務時間外の発災）
各所属	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生から発災後3時間までに必要な職員数の確保のため、職員は公共交通機関が停止している場合であっても可能な限り自転車によって参集し、より短時間で必要人員が確保されるよう努める。 ○ 参集することが困難で、通信環境が確保されている場合は、可能な災害時の業務について、在宅勤務を組み合わせる。 ○ 職員の参集状況を確認する。 ○ 発災後数日間は交代要員の確保が容易ではないと想定されるため、長時間勤務に備えて可能な範囲で休憩等を取る。 ○ 非常時優先業務の優先度や職員等の不足状況を踏まえて、職員配置の見直しを行う。 ○ 人事課から他部局応援の求めがあった場合は協力する。
各部局ロジ担当※1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員参集状況を把握する。 ○ 参集先の施設が利用不可能（参集困難）となる場合には、非常時の執務スペースを確定した上で、各職員に対して参集先等の変更を情報提供する。 ○ 発災後数日間は交代要員の確保が容易でないと想定されるため、できる限り各所属で交代勤務が行える体制づくりに努める。
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部局の職員参集状況を把握し、災害対策本部会議において、その結果を報告する。 ○ 災害対策本部事務局に受援・応援班を設置し、国・府県等の外部から受援・応援の調整を行う。
危機管理室人事課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部局内調整で職員確保が困難な場合、全庁的な観点から、非常時優先業務の優先度や職員等の不足状況を踏まえて、職員配置の見直しを行う。
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務スペースの確保に努める。

※1 各部局ロジ担当・・・災害時に各部局において業務継続のために各業務資源の確保を行う担当者

第4 執務時間外発災での職員の安否確認及び執務時間内発災での家族の安否確認

職員は最も重要な業務資源の一つであり、その安全確保及び安否確認は業務継続において極めて重要である。また、執務時間内に発災した場合は、職員が安心して業務に専念するためには、その家族の安否確認が重要となる。

災害時に職員及びその家族の安否確認を円滑に行うため、以下の対応を実施する。

- 執務時間外発災における職員の安否確認は、職員参集・安否確認システムを基本とし、当該システムを使用しない場合は、SNS やメールを活用するなど、予め各所属で決めた方法により行う。
- 執務時間内発災においては、職員は必要に応じて家族の安否確認を行う。

第5 指揮命令系統の確立

災害時に迅速かつ的確に業務を継続するためには、職員の確保とともに本庁内の指揮命

第4章 業務継続のための業務資源・環境の確保

令系統の確立が必要になる。災害対策本部における本部長（知事）の代行順位は、副知事、危機管理監、危機管理室長の順となっている。（「大阪府災害等応急対策実施要領」（令和7年3月、大阪府）より）

発災時には、あらかじめ定められた責任者（各所属の長）及び代行者は本庁（各所属）に連絡を取り、自らの負傷状況や参集の可能性等を報告する。責任者と連絡が取れない場合には、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

第2節 庁舎（代替執務スペースの確保）

業務継続に必要な庁舎（執務室）について、①業務資源の確保に係る想定②業務資源の需要③災害時における庁舎（執務室）の確保対策を計画する。

1 業務資源の確保に係る想定

庁舎（執務室）の確保に係る想定	
○ 本庁施設について、国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を参考とした耐震安全性、非常用発電機による電力の確保状況等の具体的な条件を踏まえて、業務資源としての利用可能性を想定した。	
庁舎	災害時の利用可能性（想定）
本館、別館	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に重要な機能を果たす建築物として耐震基準を満たしている。 発災直後から外部電力復旧（想定1日）までの間、非常用発電機により非常時優先業務遂行のための電力の確保が可能（一部、電力の使用に制限あり）。
新別館（北館・南館）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に重要な機能を果たす建築物として耐震基準を満たしている。 【危機管理スペース】 <ul style="list-style-type: none"> 発災直後から外部電力復旧（想定1日）までの間、非常用発電機により非常時優先業務遂行のための電力の確保が可能。
	【危機管理スペース以外】 <ul style="list-style-type: none"> 災害時は本館等の代替執務スペースに移転し、非常時優先業務を実施する。
分館6号館（契約局） 府立労働センター （労働環境課、就業促進課、労働委員会事務局） ドーンセンター（男女参画・府民協働課）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は本館等の代替執務スペースに移転し、非常時優先業務を実施する。

<p>咲洲庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に重要な機能を果たす建築物として耐震基準を満たしている。(アクセス確保が前提であり、(大)津波警報発表中は参集困難)。 ・ 発災直後から外部電力復旧(想定1日)までの間、非常用発電機により非常時優先業務遂行のための電力の確保が可能(一部、電力の使用に制限あり)。
<p>・ 大手前周辺の建物及び咲洲庁舎を記載。</p>	

2 業務資源の需要

庁舎(執務室)の需要
<p>① 本館・別館・新別館 これらの建物は、災害時に重要な機能を果たす建築物であることから発災後も引き続き、当該庁舎で業務遂行にあたる。(新別館の危機管理スペース以外は発災後停電するため、外部電力復旧(想定1日)まで代替執務スペースの確保が必要)</p>
<p>② 分館6号館・府立労働センター・ドーンセンター 耐震基準を満たしているものの、災害時に重要な機能を果たす建築物である本館・別館・新別館北館に代替執務スペースの確保が必要。</p>
<p>③ 咲洲庁舎 災害時に重要な機能を果たす建築物であることから上町断層帯地震の場合は、発災後も引き続き、当該庁舎で業務遂行にあたる。南海トラフ巨大地震では、(大)津波警報発表によりアクセスの確保ができないなど職員参集が困難であると考えられることから、代替執務スペースの確保が必要。 【代替執務スペース】 府庁本庁施設で利用可能な庁舎は、大手前(本館・別館・新別館(危機管理スペース))となることから、非常時優先業務実施に必要な執務スペースは、これらの施設において非常時優先業務以外の業務をストップさせ、非常時優先業務に対して優先的にスペースを割り当てることにより確保する。</p>

3 業務資源の確保対策

災害時に重要な機能を果たす建築物ではない庁舎等や津波発生時にアクセス確保が課題となる咲洲庁舎に勤務する職員に関して、以下の考え方の下、代替執務スペースを確保する。

時期	考え方
ライフラインが復旧するまでの間(概ね1週間)	○ 非常時優先業務の実施に必要な人員分(交代要員等を含む)のみ「別館」を基本に確保(本館部局は移動せず関連部局は「本館」に確保)
ライフライン復旧後	○ 通常業務について、参集人員で実施可能となる分を本館及び別館以外の施設で確保

なお、実際の利用にあたっては、アクセスの確保や庁舎及び周辺の安全性の確認等が行えた時点で、可否を判断する。

第4章 業務継続のための業務資源・環境の確保

代替施設	代替執務スペースの考え方	
	上町断層帯地震	南海トラフ巨大地震 ((大) 津波警報発表)
本館・別館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常時優先業務に対して優先的にスペースを割り当てる。平常時に本館及び別館で執務している所属は、非常時優先業務以外の業務は停止し、代替執務スペースを必要とする所属の非常時優先業務のためにスペースを提供する。 ○ 本館及び別館の会議室等は、非常時優先業務スペースが不足する場合に備え確保する。 	
新別館 (北館、南館)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新別館南館サテライトは、電力が復旧する2日目以降に各所属で使用可能となる。 ○ 会議室などを執務スペースとして利用する。 	
咲洲庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議室などを執務スペースとして利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アクセスが復旧し、庁舎が利用できる場合、会議室などを執務スペースとして利用する。

各所属における具体的な対応は以下のとおり。

担当	庁舎（執務室）の確保対策
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物等に危険な箇所が発見された場合は、早急に職員等を安全な場所に避難させるとともに、立ち入りを制限し、危機管理室に報告する。 ○ 執務室が利用できない職員のために、代替執務スペースの候補を危機管理室に提案する。
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時において、代替執務スペースの候補地を確保しておく。 ○ 代替執務スペースを確定して各部局ロジ担当に連絡する。
各部局ロジ担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各職員へ代替執務スペース（移転先）を連絡する。
各所属	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務室の被害状況を確認し、庁舎管理課に連絡する。 ○ 代替執務スペースを必要とする所属は、各部局ロジ担当からの連絡を基に機能の移転を図る。

第3節 情報通信設備

業務継続に必要な情報通信設備（防災行政無線、固定電話・携帯電話、庁内ネットワーク・各業務システム等）について、①災害時に想定される状況及び②災害時の需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③災害時における情報通信の確保対策を計画する。

第1 防災行政無線

災害時にNTTなどの電話が途絶または輻輳した場合においても、府と市町村や防災関係機関（消防、府立病院、水道企業団など）の情報連絡が確保できるよう、府において防災行政無線を整備している。

1 業務資源の確保に係る想定

防災行政無線の確保に係る想定	
○ 防災行政無線について、現在の整備状況を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。	
種別	災害時の利用可能性（想定）
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> 府庁内交換機と接続し、全ての庁内内線（大手前庁舎、咲洲庁舎）から無線を利用することができ、建物が利用不可能とならない限り発災直後より利用可能。 その他、移動先で独立して通信できる衛星車載局1台、衛星可搬局4台が発災直後より利用可能。
地域衛星通信ネットワーク等	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁の消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、総務省消防庁や他府県等と、内閣府の中央防災無線を利用し関係省庁との通信連絡が可能。

2 業務資源の需要

防災行政無線の需要
○ ほとんどの非常時優先業務の継続には情報通信手段の確保が不可欠であり、発災直後から情報通信手段（防災行政無線）の確保が必要となるが、設備等の故障が発生しない限り通信は可能である。

3 業務資源の確保対策

担当	防災行政無線の確保対策
危機管理室	○ 設備について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。

第2 固定電話・携帯電話

1 業務資源の確保に係る想定

固定電話・携帯電話の確保に係る想定	
○ 固定電話及び携帯電話について、通信事業者へのヒアリング結果等を参考にし、業務資源としての利用可能性を想定した。	
種別	災害時の利用可能性（想定）
固定電話	<ul style="list-style-type: none"> 輻輳により5日間程度発信が困難になる。
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> 【音声通話】輻輳により5日間程度発信が困難になる。 【電子メール】多少の遅延は予想されるが、発災直後から利用可能。
災害時優先電話（固定）	<ul style="list-style-type: none"> 通常の電話回線とは別に保有しており、災害時の発信規制を受けないため輻輳の影響を受けない。
災害時優先電話（携帯）	<ul style="list-style-type: none"> 非常時優先業務の継続のために必要な台数を優先電話登録済。

2 業務資源の需要

固定電話・携帯電話の需要
○ ほとんどの非常時優先業務の継続には情報通信手段の確保が不可欠であり、発災直後から情報通信手段（電話）の確保が必要となるが、電話交換機等の故障が発生しない限り、災害時優先電話の利用により、発信は可能である。

3 業務資源の確保対策

担当	固定電話・携帯電話の確保対策
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> 電話交換機等の設備について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。 災害時優先電話（固定）の使用方法について各部局に連絡する。

第3 庁内ネットワーク・各業務システム等

1 業務資源の確保に係る想定

庁内ネットワーク・各業務システム等の確保に係る想定	
<p>○ 庁内ネットワーク・各業務システム等について、これまで実施してきた対策（重要なIT資産のデータセンターへの移管、基幹的ネットワーク回線の二重化など）を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。</p>	
種別	災害時の利用可能性（想定）
サーバ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免震対策済で、著しい被害は発生しない。
庁内ネットワーク 各業務システム等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力が確保される施設ではパソコンの使用が可能。 ・ 回線二重化等によりネットワーク回線は途絶しない。

2 業務資源の需要

庁内ネットワーク、各業務システム等の需要
<p>○ 大半の業務がネットワーク利用に依存している実態を考慮すると、発災直後から庁内ネットワーク、各業務システム等の確保が必要となるが、サーバ等の設備の故障が発生しない限り、利用は可能である。</p>

3 業務資源の確保対策

担当	庁内ネットワーク、各業務システム等の確保対策
行政 DX 推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○ サーバ等の設備について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。 ○ メールやWeb会議など、クラウドサービスを活用したツールについても使用できる状態か確認し、使用できない場合は、サービス提供事業者等に障害箇所の特定及び早期の復旧を要請する。

第4節 執務環境

業務継続に必要な執務環境（エレベーター、空調、什器等）について、災害時に想定される状況及び需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、執務環境の確保対策を計画する。

第1 エレベーター

1 業務資源の確保に係る想定

エレベーターの確保に係る想定	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全装置の働きにより、感震と共に最寄り階に移動し、ドアを開いて停止する。 ○ 発災直後は物理的な被害や余震の影響等により、二次災害の恐れがあることから、機器の安全が確認されるまで利用できない。 ○ 稼働させるためには動力として一定の電力が必要なため、停電時等における電力の確保状況を踏まえ以下のとおり利用の可能性を想定した。 	
種別	災害時の利用可能性（想定）
本館、別館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の確認後、非常用発電機により最低1基が利用可能。
新別館（北館、南館）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の確認後、電力復旧（2日目）により利用可能。
咲洲庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の確認後、非常用発電機により各バンク（低層、中層、高層、超高層）最低1基が利用可能。

2 業務資源の需要

エレベーターの需要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時には職員の移動が通常以上に頻繁になることから、エレベーターの稼働は必要である。 ○ 発災時でも障がいのある職員の移動手段を確保する必要がある。

3 業務資源の確保対策

担当	エレベーターの確保対策
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ エレベーター内に閉じ込められた人がいた場合は、速やかに保守業者又は消防に要請を行い、早期救出に努める。 ○ 設備について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。

第2 空調

1 業務資源の確保に係る想定

空調の確保に係る想定	
<p>○ 空調を稼働させるためには動力としての電力、ガス及び上水が必要なため、事業者へのヒアリングをした結果を踏まえて、インフラ停止時等における復旧の見込みを以下のとおり想定した。</p>	
庁舎	災害時の利用可能性（想定）
本館、別館	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機からの電力供給時は運転を停止。 空気の換気・循環や暖房は、電力及びガスの供給が再開する2日目から利用可能。 冷房は、上水の供給が再開する4日目以降から利用可能。
新別館 (北館・南館)	<p>【危機管理スペース】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機からの電力供給により発災直後から利用可能。 <p>【その他執務室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空気の換気・循環や暖房は、電力及びガスの供給が再開する2日目から利用可能。 冷房は上水の供給が再開する4日目以降から利用可能。
咲洲庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機からの電力供給時は運転を停止。 空気の換気・循環は外部電力の供給が再開する2日目から稼働。 冷暖房は、地域冷暖房供給会社からの熱供給が停止している場合は、利用不可。

2 業務資源の需要

空調の需要
<p>○ 執務環境保全のため、電力・ガス・上水が供給される範囲内で空調を確保することが望ましい。</p>

3 業務資源の確保対策

担当	空調の確保対策
庁舎管理課	<p>○ 空調設備（本館、別館、咲洲庁舎）について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。</p>
危機管理室	<p>○ 空調設備（新別館北館危機管理スペース）について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。</p>

第4章 業務継続のための業務資源・環境の確保

第3 什器等

代替執務スペースにおける、業務遂行に必要な資源として什器等の確保対策を示す。

1 業務資源の確保等に係る想定

什器等に係る想定	
○	代替執務スペースでの什器等について、新別館や咲洲庁舎の会議室などに机と椅子はあるが、パソコンやプリンター等は事前に確保されていない。

2 業務資源の需要

什器等に対する需要	
○	代替執務スペースにおいて、パソコンやプリンター等業務遂行に必要な什器等を確保する必要がある。

3 業務資源の確保対策

担当	什器等の確保対策
各部局ロジ担当	○ 代替執務スペースにおいて業務遂行に必要な什器等（パソコンを除く。）の確保に努める。
行政 DX 推進課	○ 代替執務スペースにおいて業務遂行に必要なパソコン等の確保に努める。

第5節 ロジスティックス

業務継続に必要なロジスティックス（職員用の食料・飲料水等及びトイレ）について、災害時に想定される状況及び災害時の需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、災害時におけるロジスティックスの確保対策を計画する。

第1 食料・飲料水等

上町断層帯地震における上水道の想定断水率は、大阪市域で発災直後 **83.5%**、一方、南海トラフ巨大地震における想定断水率は、大阪市域で発災直後 **100%**となっている。今後、大阪市が詳細な被害予測を行う予定であるが、特に南海トラフ巨大地震の場合、被災エリアが広域のため外部からの支援物資到着に時間を要することが想定され、数日間は飲料水の確保が難しいと想定される。

なお、大阪市水道局へのヒアリング（平成 **27** 年度）により、重要施設である府庁への給水ルートは4日目以降に復旧すると想定される。

〔出典： 「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（平成 **19** 年3月、大阪府）
「第5回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料1 大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害、経済被害等）」（平成 **26** 年1月）〕

1 業務資源の確保に係る想定

食料・飲料水等の確保に係る想定		
○ 食料・飲料水等について、過去の震災の事例や現在の備蓄状況を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。		
◆貯留水の利用可能性について		
建物	災害時の利用可能性（想定）	
本館、別館	・ 建物内の貯留水により、3日程度の利用が可能。	
新別館（北館、南館）	・ 建物内の貯留水により、ビル全体で2日程度*、危機管理スペースで3日程度の利用が可能。	
咲洲庁舎	・ 建物内の貯留水により、6日程度の利用が可能。	
※新別館所属は、1日目は本館・別館へ移動することから、影響なし。		
◆3日間に対応した職員備蓄について（平成28年度から実施中）		
	本庁	出先機関(参考)
食料	3日分(8食)を計画的に確保	(同左)
飲料水	ペットボトル2本を計画的に確保 (建物内の貯留水で対応)	ペットボトル2本・ポリ容器を計画的に確保(避難所からの給水で対応)
トイレ	(建物内の貯留水で対応)	携帯トイレ3日分(3個×3日)を計画的に確保
(注)		
<ul style="list-style-type: none"> 職員用備蓄物資は、大手前については新別館南館地下3階、咲洲庁舎については、庁舎20階に保管する（出先機関については、原則所属で保管）。 毛布については、2日目から空調の利用が可能なことから上着等で代用する。 		
○ 上町断層帯地震では2日目以降、南海トラフ巨大地震では数日間経過後全国から救援物資等が届き始めると想定する。		

※給水用ポリ容器・携帯トイレは、建物内の貯留水の利活用が困難な出先機関用として、平成28年度から2カ年計画で、3日間に対応した備蓄を完了。

(注) 建物内の貯留水は、発災後、一時断水した場合は水質確認が必要となることがある。

2 業務資源の需要

食料・飲料水等の需要
○ 東日本大震災をはじめとする過去の地震災害の事例から、大規模災害時職員は庁舎等に泊まり込んでの災害対応が続くことが想定され、発災直後から職員用の食料・飲料水等が必要となる。

第4章 業務継続のための業務資源・環境の確保

3 業務資源の確保対策

担当	食料・飲料水等の確保対策
危機管理室 各所属	○ 備蓄物資や救援物資の配布を行う。
全職員	○ 毛布については、2日目から空調の利用が可能なことから上着等で代用する。

・平成28年度から、職員自身が、個人として可能な範囲内で取り組む「災害時個人用備蓄」の取り組みを開始（別添参照、URL：<http://www.lan.pref.osaka.jp/102850/bichiku/kojinbichiku.pdf>）

第2 トイレ

上町断層帯地震における下水道の機能支障率は、大阪府域で発災直後約31%、一方、南海トラフ巨大地震における支障率は、大阪府域で発災直後4.1%となっている。

ただし、下水道支障率は低くとも、上水道の断水率は前述のように大阪市域でそれぞれ83.5%と100%となっていることから、発災直後はトイレが使用できないことが想定される。

特に南海トラフ巨大地震では被災エリアが広域のため、外部からの救援物資到着に時間を要することが想定され、数日間は仮設トイレ等の確保が難しいと想定される。

1 業務資源の確保に係る想定

業務資源の確保に係る想定（トイレ）	
○ トイレについて、業務資源としての利用可能性を想定した。	
◆貯留水の利用可能性について【再掲】	
建物	災害時の利用可能性（想定）
本館、別館	・ 建物内の貯留水により、3日程度の利用が可能。
新別館（北館、南館）	・ 建物内の貯留水により、ビル全体で2日程度*、危機管理スペースで3日程度の利用が可能。
咲洲庁舎	・ 建物内の貯留水により、6日程度の利用が可能。
※新別館所属は、1日目は本館・別館へ移動することから、影響なし。	
(注) 出先機関については、平成28年度から2カ年計画で、3日間に対応した携帯トイレの備蓄を完了。	

2 業務資源の需要

トイレの需要
○ 非常時優先業務を遂行するため、発災直後から職員用のトイレが必要となる。

3 業務資源の確保対策

担当	トイレの確保対策
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備（本館、別館、咲洲庁舎）について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。 ○ 仮設トイレの設置場所を確保する。
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備（新別館北館危機管理スペース）について故障がないか等を確認し、障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、故障個所の特定及び早期の復旧を図る。 ○ 仮設トイレを調達する。

第5章 業務資源確保等のための平常時からの対策

地震災害時の対応能力の向上を図るため、平常時に実施すべき対策について、実施主体、実施予定時期等を明確にし、計画的に対策を実施していく。

第1節 職員の意識向上

地震災害時に迅速かつ的確に非常時優先業務を継続するためには、次の2点が重要である。

- (1) 本計画の内容を全職員に周知・浸透させること。
- (2) 災害時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ること。

このため、職員に対する研修・訓練を計画的に実施し、職員の意識向上及び対応力向上を図っていく。

表- 9 主な研修・訓練等の例

種類	内容
参集訓練	自宅から本庁まで徒歩又は自転車により参集する訓練
安否確認訓練	あらかじめ定められた方法により、各職員は安否情報を連絡し、人事課が集約する訓練
内外連絡の確認	内外の関係者との通信手段の状況・連絡先の確認 防災行政無線の使用訓練や平常時から使用の周知
代替執務スペースの利用に関する訓練	代替執務スペースへの移動・利用訓練
業務継続体制の確認に関する研修	業務継続体制の説明、各部署の非常時優先業務や職務代行等に係る確認を行うための研修
幹部職員を対象とした研修	災害時に実施すべきことの習熟を行うための研修
初動における行動等が記載された職員防災必携の作成・各自の所持	業務継続を図るための初動時の行動等を記載

第2節 職員確保

地震災害時には、府政の継続に必要な職員数や特別の技能や経験を有する職員の確保を図るとともに、交代制による休息の取得や休憩スペースの確保を図る。また、負傷者（来庁者、職員）の救出・救護等の対応を行う。

このため、職員の確保について以下の取組を進める。

担当	職員の確保等に係る今後の対策
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁における負傷者への対応態勢として、職員に対する AED 講習会、体調不良者等の搬送訓練、所轄消防と連携した講習会などを実施するとともに、応急救護に関する備品（担架等）を確保する。
各所属 人事課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休憩スペースの確保に努める。 ○ 応急救護に関する備品（救急箱等）の状況を把握する。 ○ 非常時優先業務の実施に当たり、特別の技能や経験を有する職員の把握等に努める。

第3節 庁舎（執務室）

地震災害時における執務機能の代替執務スペースへの円滑な移転を進めるため、以下の取組を進める。

担当	庁舎（執務室）の確保等に係る今後の対策
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代替執務スペースへの移転マニュアルを整備するとともに、各部局に周知のうえ、訓練を行い、内容を検証する。 <ul style="list-style-type: none"> ・移転の実施態勢（対象部局、代替執務スペース割り当て、移転実施手順など）

第4節 情報通信設備

第1 固定電話・携帯電話

地震災害時には、災害時優先電話の利用方法を各部局に周知するとともに、災害時優先電話としての公用携帯電話を含めて、情報通信設備の確保を図る。これらの確保について、以下の取組を進める。

第5章 業務資源確保等のための平常時からの対策

担当	固定電話・携帯電話の確保等に係る今後の対策
各所属	○ 公用携帯電話の災害時優先電話への登録を促進する。
庁舎管理課	○ 災害時優先電話の利用方法の周知手順を予め定める。 ○ 代替執務スペースとなり得る場所へ固定電話を確保できるよう、事前準備工事の実施を検討する。
危機管理室	○ 携帯電話の借り受けに関する事業者との調整を進める。

第2 庁内ネットワーク、各業務システム等

地震災害時に庁内ネットワークが利用できない場合に備え、代替手段を想定しておくとともに、代替執務スペースにおいて、庁内ネットワークの利用確保等を図るため、以下の取組を進める。

担当	庁内ネットワーク、各業務システム等の確保等に係る今後の対策
行政 DX 推進課	○ 庁内ネットワークが利用できない場合の、業務継続に向けた代替手段の導入を進める。 ・ 端末機、プリンターの単独利用方法の周知手順を予め定める。 ○ 代替執務スペースでの庁内ネットワーク利用手段を確保する。 ・ 代替執務スペースの庁内ネットワーク回線設置状況を確認し、事前準備工事の実施を検討する。
各所属	○ 普段使用している端末機が使えない場合でも非常時優先業務が行えるよう、非常時優先業務に関する業務データは「所属用ファイルサーバ」に適切に保管する。

第5節 執務環境

オフィス什器の移動・転倒・落下防止対策の実施や、執務室のレイアウトにより地震災害時の執務環境の確保を図るとともに、代替執務スペースでの什器（パソコン、プリンター等）確保のため、以下の取組を進める。

担当	什器等に係る今後の対策
各所属	○ 什器を柱、壁、床等に固定するなど、移動・転倒・落下防止対策を進める。 ○ 固定が困難な場合、レイアウトを工夫して被害を防止する。
危機管理室	○ 什器等の移動・転倒・落下防止対策について各所属の取組状況を把握し、必要に応じて取組を支援する。 ○ 代替執務スペースで必要となる什器確保のため、事業者との協定締結を検討する。
行政 DX 推進課	○ 代替執務スペースで必要となるパソコンの確保のため、事業者との協定締結を検討する。

第6節 ロジスティックス

地震災害時に物資流通が回復するまでの間必要となる、職員用の食料・飲料水等の確保を図るため、以下の取組を進める。特に、勤務時間内に南海トラフ巨大地震が発生した場合、咲洲庁舎は外部からの食料等の調達が数日間できなくなることが想定されることに留意する。

担当	食料・飲料水等の確保等に係る今後の対策
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員用食料等の備蓄について、3日間に対応した備蓄を実施中。 ○ 職員用食料等の備蓄を補完する災害時個人用備蓄について周知を図る。 ○ 食料・飲料水について、配備後も5年サイクルで備蓄の更新を行う。 なお、期限切れ前の食料・飲料水については、防災イベント等で活用する。 ○ 業務資源確保に必要な民間事業者等との協定の締結を調整する。

※「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」（令和2年9月大阪府域救援物資対策協議会）

- ・平成28年度から、職員自身が、個人として可能な範囲内で取り組む「災害時個人用備蓄」を開始
(別添参照、URL：<http://www.lan.pref.osaka.jp/102850/bichiku/kojinbichiku.pdf>)

第6章 業務継続体制の向上

地震災害時に業務継続方針に基づいて対応できるよう、業務継続マネジメント（**Business Continuity Management**：以下「**BCM**」という。）を推進していく必要がある。

本章では、**BCM**の推進体制を定める（第1）とともに、**PDCA**サイクル（図-8）を通じて本計画を持続的に改善するための取組み（第2から第3）について定める。

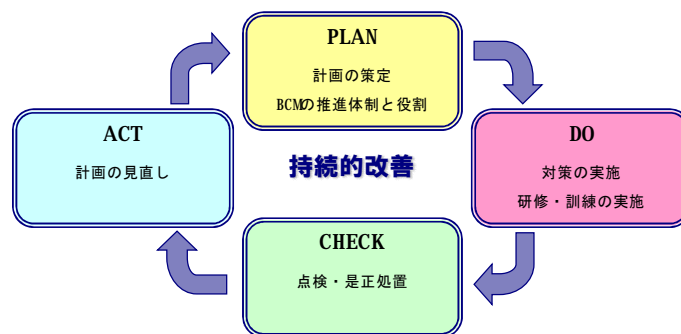


図- 8 PDCAサイクルのイメージ

第1 BCM推進体制

本計画は、府庁本庁の全組織・全業務に係る計画である。今後、本計画を踏まえ、改訂される各部局の**BCP**と併せて府庁としての業務継続体制を構築していく。さらに市町村をはじめとする府内の防災関係機関とも本計画の内容を共有し、府域全体としての業務継続体制を向上していく。

そのため、府では、全ての職員が本計画の意義や目的等を理解し、平常時から個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるよう、各部局（出先機関を含む）が一体となって全庁的に**BCM**を推進するとともに、防災関係機関との連携体制の構築も図る。

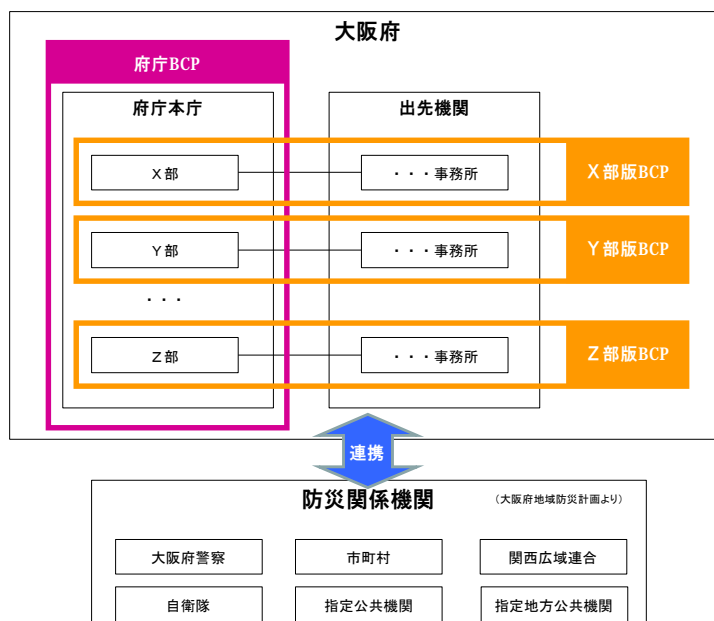


図- 9 BCM推進体制の全体イメージ

1 全庁での推進体制

- 「第1章第5節第1 平常時の体制」で定める運用体制（大阪府防災・危機管理対策推進本部、同幹事会及び大阪府庁 **BCP** 検討 **WG**）で、全庁的な観点から **BCM** を推進する。

2 各部局（出先機関を含む）での推進体制

- 今後、本計画を踏まえ、部局（出先機関を含む）毎に部局版 **BCP** を改訂し、**BCM** 推進体制を構築するとともに、対策（業務継続に必要な資源の確保策）及び研修・訓練の実施などを通じ、業務継続力の向上を図る。

3 防災関係機関との連携体制

- 危機管理室は、本計画が改訂された場合、防災関係機関に周知する。
- 危機管理室は、市町村での **BCP** 策定状況を定期的に把握するとともに、本計画及び「府内市町村 **BCP** 策定の手引書」（平成 25 年 7 月、府内市町村 **BCP** 策定促進検討会）²を活用し、必要に応じた見直しを行うなど、内容のより一層の充実が図られるよう、働きかけを行っていく。
- 危機管理室と各部局が連携し、個別協議や共同訓練等を通じ、府と防災関係機関との連携体制を持続的に確認する。

第2 点検・是正

- 危機管理室及び各部局は、対策（業務継続に必要な資源の確保策）の実施状況や研修・訓練の結果等について、年1回、検証（点検、課題整理、改善方法の検討等）を行う。
- 各部局は、検証結果を各部局内で情報共有するとともに危機管理室に報告する。

第3 計画の見直し

1 本計画の見直し

- 危機管理室は、各部局の対策実施状況や訓練結果等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直し・改善を行う。
- 危機管理室は、大阪府地域防災計画等の本計画に関連する計画等の修正、機構改正等が行われた場合には、必要に応じて本計画の見直しを行う。

2 関連する他の計画の見直し

- 本計画を見直した場合は、関連する他の計画（大阪府地域防災計画、大阪府災害等応急対策実施要領、部局 **BCP** 等）についても見直しを検討する。

² 大阪府「府内市町村 **BCP** 策定の手引書（平成 25 年 7 月）」<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/shichousonbcp/index.html>

防企第2313号
平成28年3月25日

各部(局)主管課長 様
議会事務局総務課長 様
各行政委員会事務局長 様

危機管理室長

災害時個人用備蓄の実施について（依頼）

本府では、災害時における職員の非常時優先業務遂行にあたり、平成25年度から上町断層帯地震を想定し、概ね1日分の食料等の職員用備蓄に取り組んでいます。加えて、府の南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、平成27年3月に策定した「新・地震防災アクションプラン」に基づき、平成28年度から、被災府民のための支援物資の備蓄方針に合わせ、職員用についても発災後3日間対応できる食料等の備蓄に取り組むこととしています。

しかしながら、災害については、あらゆる事態をすべて想定し、対応しきることは容易ではありません。このため、職員におかれても平時から、個人として可能な範囲内で災害に備えた「災害時個人用備蓄」は、食料や常備薬など職員自身が必要とする物資を、職場の引き出しやロッカー等に可能な範囲で備蓄し、平時も活用・ローリングなどするもので、万一の場合、公費備蓄と相まって、職員の災害等応急対策活動を支える「資源」ともなります。

つきましては、各々の所属におかれても、下記の事項に留意のうえ、各職場及び個人の実情に応じた本取組の実施にご配慮いただくよう、お願いいたします。なお、本取組は、各職員の本来の業務に支障のない範囲で取り組んでいただくものであることを申し添えます。

記

1. 実施内容

(1) 備蓄の品目

- ・食料、飲料水、常備薬など
 - 各品目の備蓄数量は、昨年11月に実施したモデル職場での実施結果※を参考にしてください。
 - 日常的に消費し、買い足すというローリングストック方式が有効です。

(2) 保管するスペース

- ・職員各自の机の引き出しやロッカー等
 - 保管するスペースに限りがあることから、可能な範囲内での取組としてください。
 - 所属（グループ）長の了解のもと、業務の支障とならない範囲において、室内の保管庫等の一部を共同の保管場所として利用することも、差支えありません。

(3) 実施時期

- ・平成28年度から実施

2. 実施上の注意 (ルール)

- ・個人の備蓄物資は各自の責任で用意し、管理してください。
- ・持ち込む物資は、もっぱら災害時の業務対応時に利用するものであり、平常時の業務に支障とならないものであることに留意ください。

3. 周知方法

今後、庁内WEBへの掲載をはじめ、各種訓練や研修、BCPの改定・改善に関する庁内会議等の場を通じて、全庁の職員への周知を図ってまいります。

※本文中「モデル職場での実施結果」は以下のとおり

■参考 (モデル実施に関するアンケート調査分析より)		
➤ 実施期間：平成27年11月2日(月)～11月30日(月)		
➤ 参加所属：庁舎管理課、庁舎周辺整備課、行政改革課、流通対策室、危機管理室		
➤ モデル実施で備蓄した主な品目と数量：		
品目	平均数量	保管場所
食料 (ビスケット類、カップ麺、チョコレート、飴、米、煎餅、缶詰、乾パン)	3.7日分	机の引き出し、ロッカー
飲料水	2.0リットル	ロッカー、机の引き出し、共用スペース
携帯トイレ	2.7個	ロッカー、机の引き出し
毛布・アルミブランケット	-	ロッカー、机の引き出し
着替え	1.3日分	ロッカー
常備薬	2.9日分	カバン、机の引き出し

大阪府庁業務継続計画

地震災害編

令和 7 年（2025 年）4 月改訂

発行 大阪府

〒540-8570 大阪市中央区大手前 2 丁目

TEL 06 (6941) -0351

編集 危機管理室 防災企画課